

米韓相互防衛条約と米韓同盟の形成 : 両国の構想とその相互作用 1951~1954

方, 俊栄 / BANG, Joon Young

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

187

(発行年 / Year)

2015-09-15

(学位授与番号 / Degree Number)

32675甲第363号

(学位授与年月日 / Date of Granted)

2015-09-15

(学位名 / Degree Name)

博士(政治学)

(学位授与機関 / Degree Grantor)

法政大学 (Hosei University)

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00012334>

博士学位論文
論文内容の要旨および審査結果の要旨

氏名	方 俊栄 (バン・ジュンヨン)
学位の種類	博士 (政治学)
学位記番号	第 581 号
学位授与の日付	2015 年 9 月 15 日
学位授与の要件	本学学位規則第 5 条第 1 項(1)該当者(甲)
論文審査委員	主査 教授 権 鎬淵 副査 教授 森 聡 副査 教授 鈴木 佑司

米韓相互防衛条約と米韓同盟の形成
－両国の構想とその相互作用 1951～1954－

本小委員会は、博士学位申請者方俊栄（バン・ジュンヨン）氏からの博士(政治学)学位請求論文「米韓相互防衛条約と米韓同盟の形成 ー両国の構想とその相互作用 1951～1954 年」の提出を受けて、慎重に審査を行った。

1、本論文の主題と構成

本論文は、米韓同盟の形成過程に関する先行研究が、米韓相互防衛条約の締結過程についての議論にとどまっていることに問題意識を持ち、同条約の「締結」と「発効」の全過程とそれに関連する諸問題を詳細に分析したものである。つまり、「締結」に関しては、条約の締結過程が 1953 年 7 月の朝鮮戦争の休戦に向けた動きにどう連動したのか、また休戦後の米国による対韓政策の再検討過程とどこまで密接に関連していたかを考察する。1953 年 10 月に米韓相互防衛条約が調印され、翌年 1 月には米韓それぞれの国会による批准に漕ぎ着けた。しかし、同条約が発効するまでには、さらなる紆余曲折があった。本論文では、明らかにされてこなかった同条約の批准書交換が二度にわたって延期された経緯を辿る。さらにジュネーヴ政治会議の決裂に際して米国が韓国に提示した「米韓合意議事録」をめぐる協議過程を明らかにし、同議事録と米韓相互防衛条約との関係に新たな光を投じた。まさに「締結」と「発効」の全過程の再考を試みた労作といえる。

本論文の目次は以下の通りである。

序 章 李承晩と米韓関係

第 1 章 李承晩の安全保障構想と休戦会談における争点

- 第1節 李承晩の安全保障構想と朝鮮戦争の勃発
 - 一 李承晩の太平洋同盟構想
 - 二 朝鮮戦争の勃発と国連軍の指揮関係の確立
 - 三 米国と共産側の予備接触と休戦会談の開始
- 第2節 四つの議題をめぐる休戦会談の展開
 - 一 休戦会談における議題
 - 二 インド決議案
- 第2章 休戦案をめぐる米韓対立と相互防衛条約の調印
 - 第1節 アイゼンハワーの米韓相互防衛条約への承認過程
 - 一 休戦と相互防衛条約をめぐる米韓の不和
 - 二 反共捕虜の送還をめぐる休戦会談
 - 三 アイゼンハワーの承認 — 交渉開始の提案
 - 四 李承晩による反共捕虜の釈放とその影響
 - 第2節 相互防衛条約をめぐる米韓協議
 - 一 李承晩の休戦条件
 - 二 李承晩＝ロバートソン会談
 - 三 板門店における交渉の再開と休戦
 - 四 ダレス訪韓と相互防衛条約の仮調印
 - 第3節 政治会議の開催をめぐる議論と米国の対韓政策の再検討
 - 一 政治会議の開催に関する国連決議
 - 二 米韓相互防衛条約の調印と韓国政府の強硬な姿勢
 - 三 米国の対韓政策の再検討の開始 — NSC 167/2
 - 四 ニクソン副大統領の訪韓
 - 五 NSC 170/1 の形成
- 第3章 ジュネーヴ政治会議と米韓相互防衛条約の発効
 - 第1節 米韓相互防衛条約の批准書交換の第1次延期
 - 一 共産側の敵対行為の再開への対応
 - 二 在韓米軍の撤退問題
 - 三 捕虜送還問題の結末
 - 四 ベルリン外相会議と批准書交換の第1次延期
 - 五 韓国軍の増強問題
 - 第2節 ジュネーヴ政治会議と米韓関係
 - 一 批准書交換の第2次延期
 - 二 ジュネーヴ政治会議の決裂と米韓関係の再定義
 - 三 在韓米軍の撤退をめぐる動きの再開
 - 四 李承晩の訪米をめぐる調整

第3節 米韓合意議事録と批准書の交換

- 一 李承晩の訪米—米韓合意議事録の提示
- 二 中立国監視委員会の活動に対する韓国側の反発
- 三 米韓合意議事録の最終草案
- 四 最終草案をめぐる攻防
- 五 合意議事録と批准書の交換

結 論

本論文は、本文 156 頁、巻末資料 20 頁に及ぶ、約 25,000 字の論文である。

2、本論文の要旨

序論では、従来李承晩大統領への評価が否定的であったこと、そして最近再評価が試みられるようになったことに触れる。ポイントは韓国という国家の存立と深くかかわる米韓同盟、とりわけ韓国の防衛政策の基軸を構成してきた米韓相互防衛条約の締結と発効に同大統領がどう関わったか、それをどう評価するかにかかる。そして、これまでの先行研究が締結に至る側面に触れるにとどまり、全体的な評価がされてこなかったことに言及する。

第1章では、問題の設定と方法に触れている。朝鮮戦争の勃発以降、アメリカは対日講和の推進を背景に、アジア・太平洋地域における個別的安保体制づくりに乗り出す。これら条約の中で米韓条約の特徴を描き出すことから始める。米韓条約の締結過程だけに見られる特徴を二つ挙げる。第一は、正式締結に先立って「仮調印」が行われた点である。第二は、他の同種の条約の場合と比べて、締結から発効に至るまでに1年以上要した点である。なぜか。その背景となった争点は何か、残された問題は何か。まさにこの二つの特徴こそ、先行研究が見過ごしてきた問題であり、本論文はこれらの点を、新たに公開されたアメリカ、韓国、日本の公文書を丹念に辿ることで、米韓同盟の全体像を描きだすことが課題だとする。

第2章では、米韓相互防衛条約と朝鮮戦争休戦との関係について丹念に資料を辿る。従来の研究が指摘しているのは、李承晩が米国との相互防衛条約を結ぶために休戦協定へ反対し続けた点である。だが、李承晩が相互防衛条約の締結を米国に要求したのは、休戦との関連ではなく韓国の安全保障の確保の観点からであったことが明らかにされる。この章では休戦条件、相互防衛条約の協議の過程がつまびらかにされる。同氏の修士論文で扱った部分と重なるが、相互防衛条約をめぐる協議の過程が詳細に明らかにされる。さらに、本論文では新たに相互防衛条約の締結交渉並びにその後の米国の対韓政策の再検討と今日まで続くアメリカの対韓政策の柱となる基本政策（NSC 170 / 1）の分析が加えられ、一層厚みのある記述となっている。

第3章では、国連側(アメリカ中心)、共産側と韓国側とが対立しなから結論が出なかったジュネーブで開催された政治会議は決裂に終わる。その決裂過程と米韓相互防衛条約の発効までの経過を関連付けながら、米韓同盟の形成に至る過程、いわば本論文の最も注目した政治過程が記述される。まさに同氏の問題意識のいわば点睛の部分にあたる。ここでは米韓相互防衛条約が「仮調印」という異例の形をとったこと、批准書が二次にわたって延期されたこと、そして政治会議が決裂した後の米韓関係の再定義を巡る「合意議事録」を巡る攻防を詳しく分析する。これらの交渉の背景となっていたのは、戦争捕虜の送還問題、軍事・経済支援等々多くの問題への意見の違いもあったが、最大の問題は韓国軍の指揮権をどうするかという今日まで続く問題であった。それと関連し、在韓米軍の駐留、撤退問題、韓国軍の増強問題が論争点を双方の政策議論と選択を跡付けながら明らかにしている。

結論部分では、まず独裁、腐敗政権のイメージが強い李承晩大統領の外交及び安全保障分野での貢献への冷静かつ的確な評価が求められるとする。米韓同盟の基盤となった米韓相互防衛条約は、多くの問題を抱えながら1953年10月1日に正式に調印され、翌年1月には両国の議会で批准がなされた。しかし、条約発効には批准書の交換という条件が付されていた。それは、「米韓相互防衛条約が発効されるまで、韓国軍を国連軍司令部の指揮下に置くとした李承晩・タレス共同声明(1953年8月)に沿って韓国軍による独自の行動をコントロールするための指揮権をいかに確保するかというアメリカの都合で引き延ばされた、というのが筆者の結論である。そして、対韓経済、軍事支援の条件として「米韓合意議事録」に合意を迫ったのはアメリカであった。つまり、「米韓合意議事録」に同意したことを受けて批准書の交換がなされたのではなく、批准書を交換したことが「米韓合意議事録」の発効の条件だったと結論付ける。この交換は1954年11月17日に、李承晩大統領の指示によりワシントンで行われた。

3、本論文の特徴と課題

まず最初に触れておくべきことは以下の点である。本論文の筆者は、韓国陸軍の現役将校であり、既に本学大学院政治研究科で修士号を取得している。米韓関係、とりわけ在韓米軍の研究の専門家である。本論文はその研究のいわば集大成ともいうべきものであり、韓国の資料は当然として、日本、アメリカにおける資料に丹念にあたるなど、研究者としての能力は瞠目に値する。同時に指摘しておきたいのは、在韓米軍は現在も韓国における安全保障と深くかかわり続け、研究の対象としても多くの研究者の関心事であり続けている。にもかかわらず、制服組の諸制約を超えた自由な発想、正確な知識、そして真実探求への情熱など、研究者としての資質を備えた人物といえる。

本論文の第二の特徴は、何と言ってもこれまであまり注目されてこなかった米韓相互防

衛条約の締結と発効、とりわけ発効を巡る李承晩大統領下の韓国政府とアメリカ政府の間の激しい交渉過程に光を当てた点である。第3章が詳しく展開しているように、条約が締結され、批准がなされたにもかかわらず、発効が1年も遅れた。加えて、批准も二次にわたって延期された。その背景として、朝鮮戦争、さらにその休戦を巡る米韓両政府の意見の違いが予想以上に大きかったことがあげられよう。こうした点を、あくまでも資料に基づいて丹念に解明した労作であることは言うまでもない。

第三に、本論文の執筆過程は同時に新たな資料の開拓と読破の過程でもあった。この時期の資料はすでに日米韓の三か国でかなりの程度公開が進んでいるにしろ、その膨大さは想像を超える。とりわけ巻末の資料として掲載されている条約草案、了解、合意議事録は本研究の手掛かりとともに論文の骨子を支えるものとなっている。これらから浮かび上がるのは、「南北分断の責任者」といわれてきた韓国の大統領李承晩のリーダーシップである。アメリカを最もよく知る一人の政治家として、米韓相互防衛条約の締結を実現し、韓国の安全保障を支えるアメリカとの同盟関係を築いた実績は認めざるを得まい。第3章で詳説した李承晩の粘り強い交渉者としてのリーダーシップを評価すべきだとする氏の論述はそれなりに説得力がある。米韓の間には予想を超える多くの問題があり、かつまた認識の違いも多く、深かったからである。資料をもとに先行研究に対していくつか新たな見解を示した点は評価できよう。李大統領は当初から相互防衛条約を締結するために休戦に反対であったという従来の見解に疑問を呈しているのはその一例である。

第四に、むしろ将来の課題と言えるが、本論文は李大統領時代の韓国政治の分析がほとんどない。アメリカ政治に関しては必要な限りにおいて触れられているにもかかわらず、である。独裁政権であったと言ってしまうとそれまでである。実際氏はそうした視点に立っているように思われる。制服組の一員であることを思えば、禁欲的な立場をとっていることも肯首できる。しかし、独裁政権下であっても、世論が最も反映されにくい外交交渉であっても、国内的な批判は政権にとって無視できない要素であったことは否定できまい。まして朝鮮戦争といういわば異常な事態の最中にあってだけに、一層「独裁的」と映ることが求められたともいえる。ただ、こうした国内政治のコンテキストで説明できることも多々あったと考えられ、そうした政治構造からの説明があったほうがより説得的となったと思われる点が散見される。ないものねだりといえるかもしれないが、こうした角度からの政治的な分析がなされることが期待される。換言すれば、氏の歴史研究の完成度の高さは、同時にそうした政治学的な研究を促す要因ともなっているといえるかもしれない。

最後に、安全保障問題に関しては、韓国の資料の制約もあり、日米の資料や研究に依存する面が多々あったことは否定できない。にもかかわらず、韓国の公文書の公開は大きく進んでいるといわれ、もっと積極的に韓国の資料を駆使してもらいたかった。この点は氏

の事後研究の課題にしてもらいたい。

以上の評価を総合的に勘案して、小委員会は本論文について、博士号学位(政治学)に値する業績であると認めるものである。

4、口述試験

小委員会は、2015年6月15日に方俊栄（バン・ジュンヨン）氏の口述試験を実施し、学位請求論文を中心として、それに関連ある語学力（母語の韓国語以外に、英語・日本語）と学識確認の試問を行った結果、同氏が博士号学位(政治学)に値する学識と研究能力を備えていると判断した。

5、結論

以上をもって、本小委員会は、方俊栄（バン・ジュンヨン）氏が、研究能力並びに学位論文に結実した研究成果の到達度の両面において、博士号（政治学）の学位を受けるに十分値するものと判断した。